

○参考 1 教育職員免許状取得に要する単位数について

以下の各表に記載している「最低修得単位数」は、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に規定されている単位数です。教育学部のカリキュラムでは、これより多く修得しなければならない場合があります。卒業要件以外の教員免許を取得する場合は、「教員免許取得ガイド」により、必要な単位を修得してください。

小学校教諭普通免許状

免許状の種類			1種免許状	2種免許状	備考
基礎資格			学士の学位	短期大学士の学位	
欄	科目	各科目に含めることが必要な事項	最低修得単位数		
教 職 に 関 す る 科 目	第二欄	教職の意義等に関する科目 ----- 教職の意義及び教員の役割 ----- 教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。） ----- 進路選択に資する各種の機会の提供等	2	2	
	第三欄	教育の基礎理論に関する科目 ----- 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ----- 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。） ----- 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	6	4	
	第四欄	教育課程及び指導法に関する科目 ----- 教育課程の意義及び編成の方法 ----- 各教科の指導法 （各教科：国語（書写を含む。）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育の9教科） ----- 道徳の指導法 ----- 特別活動の指導法 ----- 教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	9教科 各2単位 計18 2	6教科(音楽・図工・ 体育のうち2以上を 含む)各2単位 計12 1	22 14
	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	----- 生徒指導の理論及び方法 ----- 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 ----- 進路指導の理論及び方法	4	4	
	第五欄	教育実習	5	5	事前及び事後の指導1単位を含む。
	第六欄	教職実践演習	2	2	
	教職に関する科目計			41	31
教科又は教職に関する科目		教科に関する科目 ----- 教職に関する科目 ----- 教職に関する科目に準ずる科目	10	2	1以上の科目について修得するものとする。
教科に関する科目		国語（書写を含む。）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育	8	4	9教科のうち1以上の科目について修得するものとする。
合 計			59	37	

中学校教諭普通免許状

免許状の種類			1種免許状	2種免許状	備考	
基礎資格			学士の学位	短期大学の学位		
欄	科目	各科目に含めることが必要な事項	最低修得単位数			
教 職 に 関 す る 科 目	第二欄	教職の意義等に関する科目 教職の意義及び教員の役割 教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。） 進路選択に資する各種の機会の提供等	2	2		
	第三欄	教育の基礎理論に関する科目 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。） 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	6	4		
	第四欄	教育課程及び指導法に関する科目 教育課程の意義及び編成の方法 各教科の指導法（国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、保健、技術、家庭、英語） 道徳の指導法 特別活動の指導法 教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	2 2	2 1	12 4	各教科の指導法は、受けようとする免許教科ごとに修得するものとする。
	第五欄	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目 生徒指導の理論及び方法 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 進路指導の理論及び方法	4	4		
	第六欄	教育実習		5	5	事前及び事後の指導1単位を含む。
	第六欄	教職実践演習		2	2	
教職に関する科目計			31	21		
教科又は教職に関する科目		教科に関する科目	8	4	1以上	
		教職に関する科目				
		教職に関する科目に準ずる科目				
教科に関する科目		国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、保健、技術、家庭、英語	20	10	別表の第1欄に掲げる科目について修得するものとする。	
合 計			59	35		

別表（中学校）

第一欄	第二欄	最低修得単位数			
		1種免許状		2種免許状	
免許教科	教科に関する科目				
国語	国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。） 国文学（国文学史を含む。） 漢文学 書道（書写を中心とする。）	1～ 1～ 1～ 1～	20	1～ 1～ 1～ 1～	10
社会	日本史及び外国史 地理学（地誌を含む。） 「法律学，政治学」 「社会学，経済学」 「哲学，倫理学，宗教学」	1～ 1～ 1～ 1～ 1～	20	1～ 1～ 1～ 1～ 1～	10
数学	代数学 幾何学 解析学 「確率論，統計学」 コンピュータ	1～ 1～ 1～ 1～ 1～	20	1～ 1～ 1～ 1～ 1～	10
理科	物理学 物理学実験（コンピュータ活用を含む。） 化学 化学実験（コンピュータ活用を含む。） 生物学 生物学実験（コンピュータ活用を含む。） 地学 地学実験（コンピュータ活用を含む。）	1～ 1～ 1～ 1～ 1～ 1～ 1～	20	1～ 1～ 1～ 1～ 1～ 1～ 1～	10
音楽	ソルフェージュ 声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。） 器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。） 指揮法 音楽理論，作曲法（編曲法を含む。）及び音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）	1～ 1～ 1～ 1～ 1～	20	1～ 1～ 1～ 1～ 1～	10
美術	絵画（映像メディア表現を含む。） 彫刻 デザイン（映像メディア表現を含む。） 工芸 美術理論及び美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）	1～ 1～ 1～ 1～ 1～	20	1～ 1～ 1～ 1～ 1～	10
保健体育	体育実技 「体育原理，体育心理学，体育経営管理学，体育社会学，体育史」及び運動学（運動方法学を含む。） 生理学（運動生理学を含む。） 衛生学及び公衆衛生学 学校保健（小児保健，精神保健，学校安全及び救急処置を含む。）	1～ 1～ 1～ 1～ 1～	20	1～ 1～ 1～ 1～ 1～	10
保健	生理学及び栄養学 衛生学及び公衆衛生学 学校保健（小児保健，精神保健，学校安全及び救急処置を含む。）	1～ 1～ 1～	20	1～ 1～ 1～	10
技術	木材加工（製図及び実習を含む。） 金属加工（製図及び実習を含む。） 機械（実習を含む。） 電気（実習を含む。） 栽培（実習を含む。） 情報とコンピュータ（実習を含む。）	1～ 1～ 1～ 1～ 1～ 1～	20	1～ 1～ 1～ 1～ 1～ 1～	10
家庭	家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。） 被服学（被服製作実習を含む。） 食物学（栄養学，食品学及び調理実習を含む。） 住居学 保育学（実習を含む。）	1～ 1～ 1～ 1～ 1～	20	1～ 1～ 1～ 1～ 1～	10
英語	英語学 英米文学 英語コミュニケーション 異文化理解	1～ 1～ 1～ 1～	20	1～ 1～ 1～ 1～	10

備考 「 」内に表示された教科に関する科目の単位の修得は，当該教科に関する科目の1以上にわたって行うものとする。

高等学校教諭普通免許状

免許状の種類			1種免許状	備 考
基礎資格			学士の学位	
	欄 科 目	各科目に含めることが必要な事項	最低修得単位数	
教 職 に 関 す る 科 目	第二欄	教職の意義等に関する科目	2	
	第三欄	教育の基礎理論に関する科目	6	
	第四欄	教育課程及び指導法に関する科目	6	各教科の指導法は、受けようとする免許教科ごとに修得するものとする。
	第四欄	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	4	
	第五欄	教育実習	3	事前及び事後の指導 1 単位を含む。
	第六欄	教職実践演習	2	
教職に関する科目計			23	
教科又は教職に関する科目		教科に関する科目	16	1以上の科目について修得するものとする。
		教職に関する科目		
		教職に関する科目に準ずる科目		
教科に関する科目		国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、工芸、保健体育、保健、家庭、英語	20	別表の第1欄に掲げる科目について修得するものとする。
合 計			59	

別表（高等学校）

第一欄	第二欄	最低修得単位数	
		免許教科	
教科に関する科目			
国語	国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。） 国文学（国文学史を含む。） 漢文学	1～ 1～ 1～	20
地理歴史	日本史 外国史 人文地理学及び自然地理学 地誌	1～ 1～ 1～ 1～	20
公民	「法律学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）」 「社会学、経済学（国際経済を含む。）」 「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	1～ 1～ 1～	20
数学	代数学 幾何学 解析学 「確率論、統計学」 コンピュータ	1～ 1～ 1～ 1～ 1～	20
理科	物理学 化学 生物学 地学 「物理学実験（コンピュータ活用を含む。）、化学実験（コンピュータ活用を含む。）、生物学実験（コンピュータ活用を含む。）、地学実験（コンピュータ活用を含む。）」	1～ 1～ 1～ 1～ 1～	20
音楽	ソルフェージュ 声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。） 器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。） 指揮法 音楽理論、作曲法（編曲法を含む。）及び音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）	1～ 1～ 1～ 1～ 1～	20
美術	絵画（映像メディア表現を含む。） 彫刻 デザイン（映像メディア表現を含む。） 美術理論及び美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）	1～ 1～ 1～ 1～	20
工芸	図法及び製図 デザイン 工芸制作（プロダクト制作を含む。） 工芸理論、デザイン理論及び美術史（鑑賞並びに日本の伝統工芸及びアジアの工芸を含む。）	1～ 1～ 1～ 1～	20
保健体育	体育実技 「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」及び運動学（運動方法学を含む。） 生理学（運動生理学を含む。） 衛生学及び公衆衛生学 学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）	1～ 1～ 1～ 1～ 1～	20
保健	「生理学、栄養学、微生物学、解剖学」 衛生学及び公衆衛生学 学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）	1～ 1～ 1～	20
家庭	家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。） 被服学（被服製作実習を含む。） 食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。） 住居学（製図を含む。） 保育学（実習及び家庭看護を含む。） 家庭電気・機械及び情報処理	1～ 1～ 1～ 1～ 1～ 1～	20
英語	英語学 英米文学 英語コミュニケーション 異文化理解	1～ 1～ 1～ 1～	20

備考 「 」内に表示された教科に関する科目の単位の修得は、当該教科に関する科目の1以上にわたって行うものとする。

特別支援学校教諭普通免許状

免許状の種類			1種免許状			2種免許状			担当可能領域	備考
基礎資格			学士の学位及び小、中、高、幼いずれかの普通免許状を有すること			小、中、高、幼いずれかの普通免許状を有すること				
欄	科目	各科目に含めることが必要な事項	最低修得単位数							
特別支援教育に関する科目	第一欄	特別支援教育の基礎理論に関する科目	2			2			全領域	
	第二欄	特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	1	8	16	1	4	8	視覚又は聴覚
			心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	2			1			
			心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	1	4		1	2		知的、肢体又は病弱
			心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	2			1			
	第三欄	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	5			3			全領域
			心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目							
第四欄	心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習		3			3			全領域	事前及び事後の指導1単位を含む。
合 計			26			16				

備考 1種免許状を取得する場合、上記表の各科目ごとに定められた最低修得単位数を含め、特別支援教育に関する科目を26単位以上修得すること。

幼稚園教諭普通免許状

免許状の種類				1種免許状	2種免許状	備考
基礎資格				学士の学位	短期大学士の学位	
欄	科目	各科目に含めることが必要な事項	最低修得単位数			
教職に関する科目	第二欄 教職の意義等に関する科目	教職の意義及び教員の役割 ----- 教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。） ----- 進路選択に資する各種の機会の提供等	2	2		
	第三欄 教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ----- 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。） ----- 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	6	4		
	第四欄 教育課程及び指導法に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法 ----- 保育内容の指導法 ----- 教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	18	12		
		生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目 ----- 幼児理解の理論及び方法 ----- 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	2	2		
	第五欄 教育実習		5	5	事前及び事後の指導1単位を含む。	
	第六欄 教職実践演習		2	2		
教職に関する科目計			35	27		
教科又は教職に関する科目		教科に関する科目 ----- 教職に関する科目 ----- 教職に関する科目に準ずる科目	10	/	1以上の科目について修得するものとする。	
教科に関する科目		国語、算数、生活、音楽、図画工作、体育	6	4	1以上の科目について修得するものとする。	
合 計			51	31		

養護教諭普通免許状

免許状の種類				1種免許状	2種免許状	備考
基礎資格				学士の学位	短期大学の学位	
欄	科目	各科目に含めることが必要な事項		最低修得単位数		
教職に関する科目	第二欄	教職の意義等に関する科目	教職の意義及び教員の役割 ----- 教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。） ----- 進路選択に資する各種の機会の提供等	2	2	
	第三欄	教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ----- 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。） ----- 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	4	2	
	第四欄	教育課程に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法 ----- 道徳及び特別活動に関する内容	4	2	
			教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）			
	第五欄	生徒指導及び教育相談に関する科目	生徒指導の理論及び方法 ----- 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	4	2	
	第六欄	養護実習		5	4	事前及び事後の指導1単位を含む。
	教職実践演習		2	2		
教職に関する科目計				21	14	
養護又は教職に関する科目		養護に関する科目 ----- 教職に関する科目 ----- 教職に関する科目に準ずる科目		7	4	1以上の科目について修得するものとする。
養護に関する科目	衛生学及び公衆衛生学（予防医学を含む。）			4	2	
	学校保健			2	1	
	養護概説			2	1	
	健康相談活動の理論及び方法			2	2	
	栄養学（食品学を含む。）			2	2	
	解剖学及び生理学			2	2	
	「微生物学、免疫学、薬理概論」			2	2	
	精神保健			2	2	
	看護学（臨床実習及び救急処置を含む。）			10	10	
養護に関する科目計				28	24	
合計				56	42	

備考 「 」内に表示された養護に関する科目の単位の修得は、当該教科に関する科目の1以上にわたって行うものとする。